

養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第15号

養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例

養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第2条 法第17条第1項で規定する条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。

（記録の保存期間）

第3条 養護老人ホームは、省令第9条第2項各号に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

（協力歯科医療機関）

第4条 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておかなければならぬものとする。

（その他の事項）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。